

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和4年(2022年)

目 次

議案第 70 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分の承認について……………	5
議案第 71 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第13号）に係る専決処分の承認について……………	16
議案第 72 号	令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認について……………	29
議案第 73 号	特定事業契約の締結について……………	40
議案第 74 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	42
議案第 75 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	43
議案第 76 号	鎌倉市工事補助及び助成条例を廃止する条例の制定について ……	53
議案第 77 号	鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
議案第 78 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第14号） ……	57
議案第 79 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第15号） ……	65
議案第 80 号	令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	70
議案第 81 号	令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	73
議案第 82 号	令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	76
議案第 83 号	令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	78
議案第 84 号	令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） ……	81
議案第 85 号	令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 3 号） ……	84
議案第 86 号	令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 4 号） ……	88
報告第 15 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	92

議案第 70 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）
に係る専決処分の承認について

次の令和 3 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 3 年（2021 年）12月20日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和3年度鎌倉市一般会計
補正予算（第12号）

令和3年度鎌倉市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,611,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
55	国庫支出金	10,441,264	975,764	11,417,028
	10 国庫補助金	3,068,075	975,764	4,043,839
	歳入合計	64,635,937	975,764	65,611,701

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	26,965,020	975,764	27,940,784
	10 児童福祉費	12,143,638	975,764	13,119,402
	歳 出 合 計	64,635,937	975,764	65,611,701

令和3年度鎌倉市一般会計
歳入歳出補正予算（第12号）事項別明細書

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金	千円 10,441,264	千円 975,764	千円 11,417,028
歳入合計	64,635,937	975,764	65,611,701

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費	千円 26,965,020	千円 975,764	千円 27,940,784
歳 出 合 計	64,635,937	975,764	65,611,701

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円		千円
975,764				0
975,764	0	0		0

2 歳 入

55款 国庫支出金

975,764千円

10項 国庫補助金

975,764千円

目	補正前の額	補正額	計
10 民生費補助金	千円 1,792,639	千円 975,764	千円 2,768,403
計	3,068,075	975,764	4,043,839

節		説	明
区 分	金 額		
10 児童福祉費補助金	千円 975,764	○子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（補助率10/10）	千円 975,764

3 歳 出

15款 民生費

975,764千円

10項 児童福祉費

975,764千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 児童福祉総務費	千円 3,874,610	千円 975,764	千円 4,850,374	千円 975,764	千円	千円	千円
計	12,143,638	975,764	13,119,402	975,764	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 50	○子育て家庭への支援 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	千円 975,764
12 役務費	714		975,764
19 負担金、補助 及び交付金	975,000		

議案第 71 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第13号）
に係る専決処分の承認について

次の令和 3 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 3 年（2021 年）12月24日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和3年度鎌倉市一般会計
補正予算（第13号）

令和3年度鎌倉市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,902,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,513,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	11,417,028	1,902,244	13,319,272
	10 国庫補助金	4,043,839	1,902,244	5,946,083
	歳入合計	65,611,701	1,902,244	67,513,945

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	27,940,784	1,902,244	29,843,028
	5 社会福祉費	12,672,736	1,902,244	14,574,980
	歳 出 合 計	65,611,701	1,902,244	67,513,945

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
15 民生費	05 社会福祉費	市民税均等割非課税世帯等 臨時特別給付金支給事業	千円 1,902,244

令和3年度鎌倉市一般会計
 歳入歳出補正予算(第13号) 事項別明細書

1 総括
 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
55 国庫支出金	11,417,028	1,902,244	13,319,272
歳入合計	65,611,701	1,902,244	67,513,945

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費	千円 27,940,784	千円 1,902,244	千円 29,843,028
歳 出 合 計	65,611,701	1,902,244	67,513,945

補正額の財源内訳			
特	定		財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
1,902,244			0
1,902,244	0	0	0

2 歳 入

55款 国庫支出金

1,902,244千円

10項 国庫補助金

1,902,244千円

目	補正前の額	補正額	計
10 民生費補助金	千円 2,768,403	千円 1,902,244	千円 4,670,647
計	4,043,839	1,902,244	5,946,083

節		説	明
区 分	金 額		
5 社会福祉費補 助金	千円 1,902,244	○子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等分）	千円 1,902,244

3 歳 出

15款 民生費

1,902,244千円

5項 社会福祉費

1,902,244千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 社会福祉総務費	千円 5,167,391	千円 1,902,244	千円 7,069,635	千円 1,902,244	千円	千円	千円
計	12,672,736	1,902,244	14,574,980	1,902,244	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 2,430	○多様性のある福祉サービスの充実 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業	千円 1,902,244
9 旅費	4		1,902,244
11 需用費	2,000		
12 役務費	11,112		
13 委託料	86,698		
19 負担金、補助 及び交付金	1,800,000		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,270 (84)	4,786,731	5,238,896	10,025,627	1,737,938	11,763,565	
補正前	1,270 (84)	4,786,731	5,236,466	10,023,197	1,737,938	11,761,135	
比較			2,430	2,430		2,430	

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)
	補正後		134,400	756,866	122,638	474,437	140,556		119,406	12,383	2,100,384	189,817		1,109,992	7,462	70,505
補正前		134,400	756,866	122,638	472,007	140,556		119,406	12,383	2,100,384	189,817		1,109,992	7,462	70,505	50
比較					2,430											

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当等	2,430	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業に伴う増加分	2,430	超過勤務手当 増減額(千円) 2,430

議案第 72 号

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
に係る専決処分の承認について

次の令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 3 年（2021年）12月21日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年（2022年）1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和3年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度鎌倉市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	6,782,095千円	36,994千円	6,819,089千円
第1項 特別損失	0千円	36,994千円	36,994千円

令和3年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収 益 の 支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,782,095	36,994	6,819,089	
	1 特別損失		0	36,994	36,994	
		1 過年度損益修正損	0	36,994	36,994	

令和3年度鎌倉市下水道事業(第2号)予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	122,341
減価償却費	3,839,371
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	700
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12,920
その他引当金の増減額 (△は減少)	2,234
長期前受金戻入額	△ 3,119,041
受取利息及び配当金	△ 4
支払利息	485,600
未収金の増減額 (△は増加)	3,555
前払金の増減額 (△は増加)	131,232
未払金の増減額 (△は減少)	103,183
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 3
小計	1,582,088
利息及び配当金の受取額	4
利息の支払額	△ 485,600

業務活動によるキャッシュ・フロー 1,096,492

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 937,849
国庫補助金等による収入	28,980
受益者負担金等による収入	2,588
貸付による支出	△ 4,752
貸付償還による収入	4,408
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>1,508,748</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー 602,123

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,526,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 3,387,731</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 1,860,931

資金増加額 (又は減少額)	△ 162,316
資金期首残高	<u>515,231</u>
資金期末残高	352,915

令和3年度鎌倉市下水道事業予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位:千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	ア 土 地		10,302,320	
	イ 建 物	4,627,622		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 764,938</u>	3,862,684	
	ウ 構 築 物	71,682,475		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 8,751,418</u>	62,931,057	
	エ 機 械 及 び 装 置	9,065,448		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,206,295</u>	6,859,153	
	オ 車 両 及 び 運 搬 具	2,861		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	2,861	
	カ 工 具、器 具 及 び 備 品	12,728		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,205</u>	<u>11,523</u>	
	キ 建 設 仮 勘 定		<u>97,270</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			84,066,868
	(2) 投 資 そ の 他 の 資 産			
	ア 長 期 貸 付 金		<u>9,246</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>9,246</u>
	固 定 資 産 合 計			84,076,114
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金			352,915
	(2) 未 収 金			
	ア 営 業 未 収 金	499,431		
	イ 営 業 外 未 収 金	207		
	ウ そ の 他 未 収 金	217		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,838</u>		
	未 収 金 合 計			498,017
	(3) 短 期 貸 付 金			<u>1,872</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>852,804</u>
	資 産 合 計			<u>84,928,918</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	29,423,053		
企業債合計		29,423,053	
固定負債合計			29,423,053
4 流動負債			
(1) 企業債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,170,380		
企業債合計		3,170,380	
(2) 未払金			
ア 営業未払金	468,280		
イ 営業外未払金	75,270		
ウ その他未払金	43,040		
未払金合計		586,590	
(3) 引当金			
ア 賞与引当金	28,415		
イ 法定福利費引当金	5,082		
引当金合計		33,497	
(4) その他流動負債			
ア 預り金	600		
その他流動負債合計		600	
流動負債合計			3,791,067
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		46,498,691	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 9,020,997</u>	
繰延収益合計			37,477,694
負債合計			<u>70,691,814</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 固有資本金		5,105,769	
資本金合計			5,105,769
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 受贈資産評価額	1		
イ 補償金	3,098,270		
ウ その他会計負担金	4,645,454		
資本剰余金合計		7,743,725	
(2) 利益剰余金			
ア 当年度未処分利益剰余金	1,387,610		
利益剰余金合計		1,387,610	
剰余金合計			9,131,335
資本合計			<u>14,237,104</u>
負債資本合計			<u>84,928,918</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。
- ・主な耐用年数

建物	8～50年
構築物	50年
機械及び装置	6～30年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当の支給及びそれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は9,197,764千円である。

3 セグメント情報に関する注記

(1) セグメントの概要

鎌倉市下水道事業会計は、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

令和3年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
 収 益 の 支 出

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
1 下水道事業費用	6,782,095	36,994	6,819,089
1 特別損失	0	36,994	36,994
1 過年度損益修正損	0	36,994	36,994

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
過年度損益修正損	36,994	○下水道の整備・管理 36,994

特定事業契約の締結について

鎌倉市営住宅集約化事業について、随意契約の方法により、次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 事業名 鎌倉市営住宅集約化事業
- 2 事業場所 鎌倉市笛田三丁目445番5外
- 3 事業内容 市営住宅の整備、入居者移転支援及び提案業務
- 4 契約期間 始期：契約締結の日の翌日
終期：令和 9 年（2027年） 3 月 31 日
- 5 契約金額 9,020,000,000円
（消費税及び地方消費税含む）
- 6 契約相手方 東京都千代田区神田美土代町1番地
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 辻 井 靖

東京都文京区本郷1丁目28番34号
株式会社市浦ハウジング&プランニング
東京支店
専務取締役支店長 奥 茂 謙 仁

横須賀市久里浜2丁目2番3号
ウスイホーム株式会社
代表取締役社長 木 部 浩 一

「参考」

市営住宅集約化事業

(事業者提案内容の概要)

1 施設整備の概要

住棟	構造	階数	敷地面積	建築面積	延床面積	戸数
第1期 (深沢クリーンセンター西側用地)						
A棟	鉄筋コン クリート	5	1,994.02 m ²	684.25 m ²	2,286.44 m ²	55戸
第2期 (深沢クリーンセンター東側用地及び笛田住宅用地)						
B棟・提案 施設	鉄筋コン クリート	5	1,929.73 m ²	892.17 m ²	2,470.16 m ²	54戸
C棟	鉄筋コン クリート	5	3,027.70 m ²	1,030.39 m ²	3,603.05 m ²	89戸
D棟・集 会所	鉄筋コン クリート	5	1,648.21 m ²	639.00 m ²	1,498.90 m ²	30戸
E棟	鉄筋コン クリート	5	6,540.10 m ²	1,610.65 m ²	5,256.16 m ²	125戸
広場(公 園・緑地)	—	—	1,024.29 m ²	—	—	—
合計						
計	—	—	16,164.05 m ²	4,856.46 m ²	15,114.71 m ²	353戸

2 入居者移転支援の概要

業務内容		提案内容
移転説明会の 実施	移転説明会	複数回に分けた説明会開催・個別訪問の 実施・カルテ作成
	意向調査	
住戸抽選の実 施	抽選会実施	誰もが納得しやすい抽選方法の設定・コ ミュニティ形成に寄与するグループ申込 の実施
	移転先決定	
移転の調整	再入居説明会	モデルルームでの工夫、引越し業者の斡 旋等の工夫、計画的な残置物等処分の支 援
	移転日調整	
	引越し支援	
その他・書類 作成支援等	移転補償請求・ 関連書類作成	各種書類の記入方法等の工夫

議案第 74 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 3 年（2021年）4 月 10 日及び 9 月 10 日、鎌倉市梶原四丁目 1570
番外で発生した市有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次
のとおり定める。

令和 4 年（2022年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 1,984,290円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市梶原五丁目 2 番 1 号
鎌倉グリーンハイツ管理組合
理事長 佐藤 虎男 |

議案第 75 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市会計年度
任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定
める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

神奈川県人事委員会の勧告の内容を踏まえた給与改定等を行うも
のである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を
次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	468,600
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500	384,700		
103		297,800	345,900	385,100		
104		298,100	346,300	385,500		
105		298,300	346,800	385,800		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000	350,400			
115		301,300	350,700			
116		301,700	351,000			
117		301,900	351,500			
118		302,100	351,900			
119		302,400	352,200			
120		302,700	352,500			
121		303,100	353,000			
122		303,300	353,400			
123		303,600	353,700			
124		303,900	354,000			
125		304,200	354,500			
126			354,900			
127			355,200			
128			355,500			
129			356,000			
130			356,400			
131			356,700			
132			357,000			
133			357,500			
134			357,900			

	135			358,200					
	136			358,500					
	137			359,000					
再任用 職員		187,700	248,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第6条)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	139,900	183,600	195,500	226,800	264,200
	2	140,900	185,100	197,300	228,700	266,000
	3	141,900	186,600	199,100	230,600	267,800
	4	143,000	188,000	200,900	232,500	269,900
	5	143,800	189,200	202,400	234,400	271,600
	6	144,800	190,700	204,200	236,300	273,400
	7	145,800	192,100	206,000	238,200	275,200
	8	146,800	193,400	207,800	240,100	277,200
	9	147,900	194,800	209,400	242,000	279,200
	10	149,200	195,800	211,200	243,900	281,200
	11	150,400	197,100	213,000	245,800	283,100
	12	151,600	198,200	214,800	247,700	285,000
	13	152,700	199,400	216,200	249,600	287,000
	14	153,900	200,500	218,000	251,500	288,900
	15	155,100	201,600	219,700	253,400	290,800
	16	156,300	202,700	221,500	255,300	292,600
	17	157,400	205,200	223,200	257,200	294,400
	18	158,900	206,400	224,900	259,100	296,400
	19	160,400	207,800	226,500	261,000	298,500
	20	161,900	209,100	228,100	262,900	300,500
	21	163,300	210,400	231,500	264,800	302,400
	22	164,700	211,800	233,100	266,700	304,500
	23	166,200	213,200	234,600	268,600	306,500
	24	167,700	214,600	236,200	270,500	308,600
	25	169,100	215,900	237,600	272,400	310,300
	26	170,900	217,500	239,300	274,300	312,400
	27	172,700	219,100	240,800	276,200	314,400
	28	174,500	220,500	242,400	278,100	316,400
	29	176,200	221,700	243,500	280,000	318,100
	30	177,900	223,200	245,000	281,900	320,100
	31	179,600	224,700	246,600	283,500	322,200
	32	181,300	226,000	247,900	285,200	324,300
	33	183,600	226,900	249,400	287,000	325,500
	34	185,100	227,600	250,800	288,600	327,500
	35	186,600	228,500	252,100	290,200	329,400
	36	188,000	229,500	253,500	291,800	331,500
	37	189,200	230,300	255,000	293,300	333,400
	38	190,700	231,800	256,500	295,100	335,300
	39	192,100	233,100	258,200	296,800	337,300
	40	193,400	234,200	260,000	298,600	339,200
	41	194,800	235,600	261,600	300,000	341,100
	42	195,800	236,900	263,300	301,700	343,000
	43	197,100	238,200	264,900	303,300	344,800
	44	198,200	239,500	266,500	304,800	346,700

45	199,400	240,300	268,400	306,300	348,200
46	200,500	241,500	270,200	307,900	349,600
47	201,600	242,800	271,900	309,500	351,100
48	202,700	243,900	273,600	311,200	352,600
49	203,600	245,000	275,300	312,200	354,200
50	204,700	246,200	277,000	313,600	355,000
51	205,700	247,300	278,800	315,000	356,200
52	206,700	248,500	280,300	316,500	357,200
53	207,600	249,800	281,800	317,600	358,100
54	208,700	250,800	283,700	319,100	359,200
55	209,800	252,100	285,500	320,500	360,100
56	210,800	253,400	287,400	321,900	361,200
57	211,700	254,400	289,000	323,500	362,100
58	212,600	255,600	290,700	324,700	362,800
59	213,300	256,500	292,500	326,000	363,500
60	214,200	257,800	294,300	327,200	364,200
61	215,100	258,600	295,800	328,300	364,600
62	216,300	259,600	297,500	329,200	365,200
63	217,300	260,700	299,000	330,300	365,900
64	218,200	261,600	300,600	331,400	366,600
65	218,800	262,800	302,200	332,500	366,900
66	220,000	263,800	303,900	333,600	367,600
67	221,100	264,900	305,500	334,600	368,300
68	222,300	265,600	307,200	335,600	369,000
69	222,800	266,500	308,100	336,600	369,300
70	223,900	267,600	309,600	337,600	369,900
71	225,100	268,800	311,100	338,600	370,600
72	226,100	270,000	312,700	339,600	371,200
73	226,900	270,800	314,300	340,500	371,500
74	228,100	271,800	315,900	341,500	372,100
75	229,100	272,900	317,500	342,500	372,800
76	230,200	273,900	319,000	343,500	373,400
77	231,300	274,900	320,500	344,400	373,800
78	232,200	276,000	321,700	345,300	374,300
79	233,300	276,800	322,900	346,200	374,900
80	234,300	277,900	324,100	347,000	375,400
81	235,300	278,700	324,800	347,800	375,900
82	236,300	279,500	325,700	348,600	376,500
83	237,300	280,300	326,500	349,400	377,000
84	238,300	281,100	327,300	350,100	377,300
85	239,400	281,700	328,200	350,800	377,700
86	240,400		328,600	351,600	378,200
87	241,100		329,300	352,400	378,600
88	241,800		330,100	353,100	379,000
89	242,700		330,900	353,800	379,400
90			331,600	354,500	379,900
91			332,300	355,200	380,300
92			333,000	355,900	380,700
93			333,500	356,500	381,000
94			334,100	357,000	381,500

95			334,600	357,500	381,900	
96			335,200	358,000	382,300	
97			335,500	358,400	382,600	
98			336,000	358,900	383,100	
99			336,400	359,400	383,500	
100			336,900	359,800	383,900	
101			337,300	360,300	384,200	
102			337,800	360,800	384,700	
103			338,300	361,300	385,100	
104			338,800	361,700	385,500	
105			339,100	362,200	385,800	
106			339,500	362,700		
107			340,000	363,200		
108			340,400	363,600		
109			340,700	364,100		
110			341,100	364,600		
111			341,600	365,100		
112			342,000	365,500		
113			342,200	366,000		
114			342,600	366,500		
115			343,100	367,000		
116			343,500	367,400		
117			343,700	367,900		
118			344,100	368,400		
119			344,500	368,900		
120			344,800	369,300		
121			345,100	369,800		
122			345,500			
123			345,900			
124			346,300			
125			346,800			
126			347,200			
127			347,600			
128			348,000			
129			348,500			
再任用 職員		193,600	245,400	250,300	255,200	274,600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年6月条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「155,000」を「154,900」に、「185,600」を「185,500」に、「187,300」を「187,200」に、「188,800」を「188,700」に、「190,500」を「190,400」に、「192,300」を「192,200」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鎌倉市職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 令和4年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表(職員給与条例第6条第2項に規定する給料表をいう。次項及び第5項において同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、令和8年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

議案第 76 号

鎌倉市工事補助及び助成条例を
廃止する条例の制定について

鎌倉市工事補助及び助成条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

対象が不明確であり、長年運用実績がない規定を廃止しようとするものである。

鎌倉市工事補助及び助成条例を廃止する条例

鎌倉市工事補助及び助成条例（昭和23年7月条例第35号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

消防団員の年齢制限の上限を撤廃するとともに、消防団員の懲戒
処分の手続について、鎌倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条
例の規定を準用しようとするものである。

鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和26年7月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「満18歳以上45歳未満の者」を「満18歳以上の者」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（準用）

第7条の2 懲戒処分の手続については、鎌倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年9月条例第31号）の規定を準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第7条の次に1条を加える改正規定及び次項の規定は公布の日（以下「一部施行日」という。）から、第3条第1号の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の2の規定は、一部施行日以後に鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例第1条に規定する団員が行った同条例第6条各号に該当する行為に係る懲戒処分について適用する。

議案第 78 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第14号）

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,358,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年（2022年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	市税	33,175,906	2,436,503	35,612,409
	5 市民税	15,628,669	2,225,190	17,853,859
	10 固定資産税	13,333,486	155,473	13,488,959
	15 軽自動車税	163,748	12,048	175,796
	20 市たばこ税	707,691	29,028	736,719
	30 都市計画税	3,342,312	14,764	3,357,076
10	地方譲与税	289,306	23,000	312,306
	8 地方揮発油譲与税	68,000	5,000	73,000
	10 自動車重量譲与税	207,000	18,000	225,000
15	利子割交付金	23,000	△3,000	20,000
	5 利子割交付金	23,000	△3,000	20,000
16	配当割交付金	77,000	138,000	215,000
	5 配当割交付金	77,000	138,000	215,000
17	株式等譲渡所得割交付金	110,000	120,000	230,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	110,000	120,000	230,000
18	法人事業税交付金	160,700	90,300	251,000
	5 法人事業税交付金	160,700	90,300	251,000
19	地方消費税交付金	3,913,300	△42,300	3,871,000
	5 地方消費税交付金	3,913,300	△42,300	3,871,000
30	自動車取得税交付金	0	1	1
	5 自動車取得税交付金	0	1	1
31	環境性能割交付金	87,000	△32,000	55,000
	5 環境性能割交付金	87,000	△32,000	55,000
33	地方特例交付金	429,000	△107,067	321,933
	5 地方特例交付金	139,000	11,746	150,746
	15 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	290,000	△118,813	171,187

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
35	地方交付税	29,000	4,000	33,000
	5 地方交付税	29,000	4,000	33,000
40	交通安全対策特別交付金	20,000	1,000	21,000
	5 交通安全対策特別交付金	20,000	1,000	21,000
45	分担金及び負担金	327,644	△20,022	307,622
	5 負担金	327,644	△20,022	307,622
50	使用料及び手数料	1,197,248	3,856	1,201,104
	5 使用料	419,051	5,456	424,507
	10 手数料	759,197	5,000	764,197
	15 証紙収入	19,000	△6,600	12,400
55	国庫支出金	13,319,272	703,555	14,022,827
	5 国庫負担金	7,342,986	260,699	7,603,685
	10 国庫補助金	5,946,083	442,856	6,388,939
60	県支出金	3,929,462	161,464	4,090,926
	5 県負担金	2,769,543	129,825	2,899,368
	10 県補助金	762,090	31,222	793,312
	15 委託金	397,829	417	398,246
65	財産収入	438,294	△269,867	168,427
	5 財産運用収入	124,518	6,588	131,106
	10 財産売払収入	313,776	△276,455	37,321
70	寄附金	1,229,091	492,837	1,721,928
	5 寄附金	1,229,091	492,837	1,721,928
75	繰入金	4,269,790	△4,167,308	102,482
	5 基金繰入金	4,267,790	△4,173,359	94,431
	10 他会計繰入金	2,000	6,051	8,051
80	繰越金	917,924	2,043,670	2,961,594

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 繰越金	千円 917,924	千円 2,043,670	千円 2,961,594
85	諸収入	1,072,408	△29,542	1,042,866
	5 延滞金加算金及び過料	80,001	△20,000	60,001
	25 雑入	645,257	△9,542	635,715
90	市債	2,475,600	△703,000	1,772,600
	5 市債	2,475,600	△703,000	1,772,600
	歳入合計	67,513,945	844,080	68,358,025

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	428,552	5,014	433,566
	5 議会費	428,552	5,014	433,566
10	総務費	8,025,081	1,749,951	9,775,032
	5 総務管理費	6,370,951	1,768,216	8,139,167
	10 徴税費	663,874	△10,982	652,892
	15 戸籍住民基本台帳費	578,672	△6,294	572,378
	20 選挙費	327,714	△1,657	326,057
	25 統計調査費	32,304	△3,119	29,185
	30 監査委員費	51,566	3,787	55,353
15	民生費	29,843,028	△268,741	29,574,287
	5 社会福祉費	14,574,980	85,670	14,660,650
	10 児童福祉費	13,119,402	△389,742	12,729,660
	15 生活保護費	2,147,511	35,331	2,182,842
20	衛生費	7,152,291	△59,072	7,093,219
	5 保健衛生費	3,182,138	△13,179	3,168,959
	10 清掃費	3,700,183	△47,099	3,653,084
	15 環境対策費	269,970	1,206	271,176
25	労働費	93,390	△4,588	88,802
	5 労働諸費	93,390	△4,588	88,802
30	農林水産業費	186,231	△2,106	184,125
	5 農業水産業費	186,231	△2,106	184,125
35	商工費	457,686	△8,879	448,807
	5 商工費	457,686	△8,879	448,807
40	観光費	663,049	△48,051	614,998
	5 観光費	663,049	△48,051	614,998
45	土木費	7,448,372	△212,013	7,236,359

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,572,322	△81,526	1,490,796
	10 道路橋りょう費	1,128,821	△76,165	1,052,656
	15 河川費	178,538	△9,855	168,683
	20 都市計画費	4,378,552	△42,827	4,335,725
	25 住宅費	190,139	△1,640	188,499
50	消防費	2,764,973	△52,670	2,712,303
	5 消防費	2,764,973	△52,670	2,712,303
55	教育費	6,346,221	△223,722	6,122,499
	5 教育総務費	2,247,358	△107,686	2,139,672
	10 小学校費	1,374,108	△20,050	1,354,058
	15 中学校費	557,991	10,982	568,973
	20 社会教育費	1,727,641	△105,913	1,621,728
	25 保健体育費	439,123	△1,055	438,068
60	公債費	4,042,256	△28,228	4,014,028
	5 公債費	4,042,256	△28,228	4,014,028
65	諸支出金	12,815	△2,815	10,000
	5 土地開発公社費	12,815	△2,815	10,000
	歳 出 合 計	67,513,945	844,080	68,358,025

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	防災行政用無線デジタル化整備委託事業	157,748
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設工事 (市道 038-015 号線)	10,021
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設工事 (市道 047-066 号線)	7,403
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策 検討業務委託事業	18,590
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策工事 実施計画検討業務委託事業	11,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	横断歩道橋維持修繕工事負担金 (小袋谷歩道橋)	5,200
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕工事 (新富岡橋その2)	51,454
55 教育費	10 小学校費	小学校保健特別対策事業	22,950
55 教育費	10 小学校費	七里ガ浜小学校揚水ポンプ 取替え修繕事業	1,836
55 教育費	15 中学校費	中学校保健特別対策事業	12,150
55 教育費	20 社会教育費	出土資料等運搬等事業	40,462
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉生涯学習センター 空調設備修繕事業	47,300

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 96,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 131,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
総務災害復旧事業費	53,700	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	360,200	同上	同上	同上	155,300	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	5,700	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
道路整備事業費	519,900	同上	同上	同上	456,400	同上	同上	同上
都市計画事業費	106,900	同上	同上	同上	87,700	同上	同上	同上
防災対策事業費	112,500	同上	同上	同上	113,400	同上	同上	同上
土木災害復旧事業費	14,000	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	113,300	同上	同上	同上	100,500	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	254,800	同上	同上	同上	190,200	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	249,300	同上	同上	同上	249,400	同上	同上	同上
調整債	300,000	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
合計	2,475,600				1,772,600			

議案第 79 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第15号）

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,811,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年（2022年）1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	14,022,827	102,458	14,125,285
	5 国庫負担金	7,603,685	63,124	7,666,809
	10 国庫補助金	6,388,939	39,334	6,428,273
60	県支出金	4,090,926	280	4,091,206
	10 県補助金	793,312	280	793,592
75	繰入金	102,482	69,365	171,847
	5 基金繰入金	94,431	69,365	163,796
80	繰越金	2,961,594	260,773	3,222,367
	5 繰越金	2,961,594	260,773	3,222,367
85	諸収入	1,042,866	1,985	1,044,851
	25 雑入	635,715	1,985	637,700
90	市債	1,772,600	18,600	1,791,200
	5 市債	1,772,600	18,600	1,791,200
	歳 入 合 計	68,358,025	453,461	68,811,486

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	9,775,032	353,756	10,128,788
	5 総務管理費	8,139,167	340,683	8,479,850
	15 戸籍住民基本台帳費	572,378	13,073	585,451
15	民生費	29,574,287	15,696	29,589,983
	10 児童福祉費	12,729,660	15,696	12,745,356
20	衛生費	7,093,219	83,729	7,176,948
	5 保健衛生費	3,168,959	83,729	3,252,688
30	農林水産業費	184,125	280	184,405
	5 農業水産業費	184,125	280	184,405
	歳 出 合 計	68,358,025	453,461	68,811,486

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館受水槽修繕事業	24,860
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳基本費	住民記録システム引越しワンストップサービス対応作業委託事業	13,073
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	83,729
30 農林水産業費	05 農業水産業費	タブレット購入事業	280

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 0	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。	千円 18,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。
合 計	1,772,600				1,791,200			

議案第 80 号

令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 212 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,388 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年（2022 年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	12,090	△859	11,231
	5 他会計繰入金	12,090	△859	11,231
15	繰越金	2,000	647	2,647
	5 繰越金	2,000	647	2,647
	歳入合計	20,600	△212	20,388

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	19,600	△212	19,388
	5 事業費	19,600	△212	19,388
	歳 出 合 計	20,600	△212	20,388

議案第 81 号

令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 475,770 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,275,770 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年（2022 年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	3,920,413	35,805	3,956,218
	5 国民健康保険料	3,920,413	35,805	3,956,218
20	国庫支出金	53	9,084	9,137
	10 国庫補助金	53	9,084	9,137
30	県支出金	11,461,187	14,206	11,475,393
	3 県負担金・補助金	11,461,187	14,206	11,475,393
40	繰入金	1,389,492	8,022	1,397,514
	5 他会計繰入金	1,389,492	8,022	1,397,514
45	繰越金	2,000	405,653	407,653
	5 繰越金	2,000	405,653	407,653
50	諸収入	26,688	3,000	29,688
	10 雑入	12,935	3,000	15,935
	歳入合計	16,800,000	475,770	17,275,770

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	255,600	△1,063	254,537
	5 総務管理費	173,424	5,713	179,137
	10 徴収費	81,529	△6,776	74,753
10	保険給付費	11,208,335	192,515	11,400,850
	5 療養諸費	9,911,452	3,820	9,915,272
	10 高額療養費	1,232,059	188,695	1,420,754
11	国民健康保険事業費納付金	4,949,438	0	4,949,438
	5 医療給付費分	3,164,676	0	3,164,676
	10 後期高齢者支援金等分	1,247,199	0	1,247,199
	15 介護納付金分	537,563	0	537,563
25	保健事業費	165,079	0	165,079
	3 特定健康診査等事業費	154,404	0	154,404
27	基金積立金	65,542	405,653	471,195
	5 基金積立金	65,542	405,653	471,195
30	諸支出金	146,001	△121,335	24,666
	5 償還金利子及び還付加算金	146,001	△121,335	24,666
	歳 出 合 計	16,800,000	475,770	17,275,770

議案第 82 号

令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 4 年（2022 年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 繰越明許費

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
05 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水用地取得事業	99,000
05 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水用地建物等移転補償金	150,000

議案第 83 号

令和 3 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 223,204 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,377,396 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年（2022 年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	介護保険料	3,378,343	△5,970	3,372,373
	5 介護保険料	3,378,343	△5,970	3,372,373
15	国庫支出金	4,518,997	△118,641	4,400,356
	5 国庫負担金	3,121,683	△76,512	3,045,171
	10 国庫補助金	1,397,314	△42,129	1,355,185
20	県支出金	2,640,002	△84,226	2,555,776
	5 県負担金	2,506,104	△83,895	2,422,209
	15 県補助金	133,898	△331	133,567
25	支払基金交付金	4,827,485	△133,707	4,693,778
	5 支払基金交付金	4,827,485	△133,707	4,693,778
40	繰入金	3,223,865	△197,469	3,026,396
	5 一般会計繰入金	2,840,399	△104,210	2,736,189
	10 基金繰入金	383,466	△93,259	290,207
45	繰越金	11,195	316,809	328,004
	5 繰越金	11,195	316,809	328,004
	歳 入 合 計	18,600,600	△223,204	18,377,396

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	369,331	△44,154	325,177
	5 総務管理費	369,331	△44,154	325,177
10	保険給付費	17,316,265	△493,557	16,822,708
	5 介護サービス等諸費	17,316,265	△493,557	16,822,708
12	地域支援事業費	893,106	△2,302	890,804
	5 地域支援事業費	893,106	△2,302	890,804
25	基金積立金	10,497	187,295	197,792
	5 基金積立金	10,497	187,295	197,792
30	諸支出金	11,201	129,514	140,715
	5 償還金及び還付加算金	11,201	129,514	140,715
	歳 出 合 計	18,600,600	△223,204	18,377,396

議案第 84 号

令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 166,039 千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,796,361 千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 4 年（2022 年）1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	3,581,741	△116,416	3,465,325
	5 後期高齢者医療保険料	3,581,741	△116,416	3,465,325
10	繰入金	2,352,658	△99,584	2,253,074
	5 一般会計繰入金	2,352,658	△99,584	2,253,074
15	繰越金	2,000	48,961	50,961
	5 繰越金	2,000	48,961	50,961
20	諸収入	26,001	1,000	27,001
	10 償還金及び還付加算金	11,500	1,000	12,500
	歳 入 合 計	5,962,400	△166,039	5,796,361

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	90,103	1,812	91,915
	5 総務管理費	90,103	1,812	91,915
10	広域連合納付金	5,857,297	△174,902	5,682,395
	5 広域連合納付金	5,857,297	△174,902	5,682,395
15	諸支出金	13,000	7,051	20,051
	5 償還金及び還付加算金	12,000	1,000	13,000
	10 繰出金	1,000	6,051	7,051
	歳 出 合 計	5,962,400	△166,039	5,796,361

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	531,086千円	△18,565千円	512,521千円
-------------	-----------	-----------	-----------

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

支 出

第 1 款 下水道事業費用	6,819,089千円	38,909千円	6,857,998千円
---------------	-------------	----------	-------------

第 1 項 営業費用	6,191,175千円	△57,979千円	6,133,196千円
------------	-------------	-----------	-------------

第 2 項 営業外費用	585,920千円	96,888千円	682,808千円
-------------	-----------	----------	-----------

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,062,034千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,690千円、当年度分損益勘定留保資金720,330千円、繰越利益剰余金処分量163,185千円及び当年度利益剰余金処分量172,829千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,058,509千円は、当年度分損益勘定留保資金717,986千円、繰越利益剰余金処分量340,523千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	2,992,211千円	△18,900千円	2,973,311千円
第1項 企業債	1,431,700千円	△18,900千円	1,412,800千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,054,245千円	△22,425千円	4,031,820千円
第1項 建設改良費	661,753千円	△22,425千円	639,328千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の 目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 1,431,700	普通貸借 または証 券発行。進 業の進よ り起債の 全部をた は一部を 翌年度に 繰り越す ことができる。	4.0%以 内(ただし 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 公共金融 機関につ いて、利率 の見直し を行った 後は、直 し利率)	政府資金 については、 貸付に よる銀行 その他に は、借入 れから期 間を40年 償還する。 市都府 により償 還期限を 短縮し、 繰上償還 は低利に する。	千円 1,412,800	普通貸借 または証 券発行。進 業の進よ り起債の 全部をた は一部を 翌年度に 繰り越す ことができる。	4.0%以 内(ただし 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 公共金融 機関につ いて、利率 の見直し を行った 後は、直 し利率)	政府資金 については、 貸付に よる銀行 その他に は、借入 れから期 間を40年 償還する。 市都府 により償 還期限を 短縮し、 繰上償還 は低利に する。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	424,582千円	△27,037千円	397,545千円

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金163,185千円及び当年度利益剰余金のうち172,829千円」を「繰越利益剰余金340,523千円」に改め、減債積立金の処分量を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	336,014千円	4,509千円	340,523千円

令和4年(2022年)1月31日提出

鎌倉市長 松尾 崇

議案第 86 号

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良費			
（1）管渠事業費	512,521千円	67,760千円	580,281千円
（2）処理場事業費	0千円	33,600千円	33,600千円
（収益的収入及び支出）			

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	6,857,998千円	832千円	6,858,830千円
第 3 項 特別損失	36,994千円	832千円	37,826千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,058,509千円は、当年度分損益勘定留保資金717,986千円、繰越利益剰余金処分量340,523千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,063,669千円は、当年度分損益勘定留保資金717,986千円、繰越利益剰余金処分量345,683千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,973,311千円	96,200千円	3,069,511千円
第1項 企業債	1,412,800千円	56,400千円	1,469,200千円
第3項 国庫補助金	0千円	39,800千円	39,800千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,031,820千円	101,360千円	4,133,180千円
第1項 建設改良費	639,328千円	101,360千円	740,688千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
消費税及び地方消費税確定申告書作成等業務委託事業費	令和3年度から令和4年度まで	1,386

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額				補正限度額			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,412,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し方式で借入れられる政府資金及び地方公共団体金融機関につき、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの据置期間を40年以内とする。市都府県及び期間償還短縮し、繰上償還は低利えとすることができる。	千円 1,469,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し方式で借入れられる政府資金及び地方公共団体金融機関につき、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの据置期間を40年以内とする。市都府県及び期間償還短縮し、繰上償還は低利えとすることができる。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金340,523千円」を「繰越利益剰余金345,683千円」に改め、減債積立金の処分量を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	340,523千円	5,160千円	345,683千円

令和4年(2022年)1月31日提出

鎌倉市長 松尾 崇

報告第 15 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和3年(2021年)7月3日、鎌倉市笛田六丁目17番で発生した
道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次の
とおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年(2022年)1月31日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 390,280円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和3年(2021年)12月16日 |